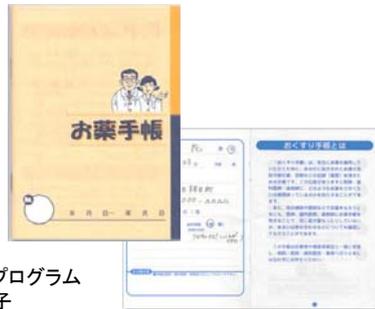


「お薬手帳」を活用しましょう



パートナーシッププログラム
飯島 久子

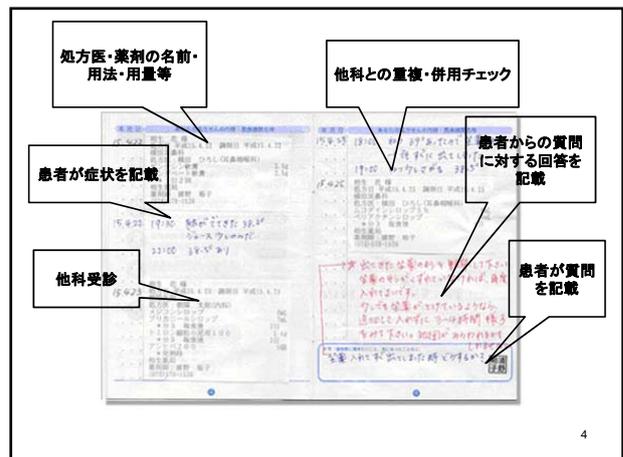
1

- 保医発第0305001号、2008
- 「手帳」とは、経時的に薬剤の記録が記入でき、患者の氏名、生年月日、連絡先、アレルギー歴、副作用歴、主な既往歴等を記録する欄がある薬剤の記録用の手帳。
- 保険薬局において、調剤日、薬剤の名称、用法、用量及び相互作用その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載する。
- 患者に対して保険医療機関を受診する際には手帳を提示するよう指導を行うこと。
- 薬剤服用歴が同一の手帳で管理できるように、保険薬局において1冊にまとめること。

2

- 保医発第0319001号、2008
- 保険医である医師又は歯科医師は、診察を行う場合は、緊急やむを得ない場合を除き、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。
- 特に後期高齢者の服薬状況等の確認に当たっては、問診等による確認に加えて経時的に薬剤服用歴が管理できる手帳を持参しているか否か確認し、活用するよう努めること。

3



4

- 「お薬手帳」は薬剤の重複投与・相互作用・併用薬のチェック、患者の副作用・アレルギー・禁忌薬などの危険回避に有効な手段となる。
- 患者が自分自身の「お薬手帳」によって薬歴を一元管理し、その所持率、携帯率が高まれば入院時に持参薬を確認するだけでなく、病院・診療所・保険薬局などの医療機関の連携や、患者と医療者の情報の共有に有用である。

5

- 患者が「お薬手帳」を常に携帯することによって、病気が悪化して救急搬送された場合や外出時に急に具合が悪くなった場合、不慮の事故に遭遇したり、大地震などの災害時でも手帳の記載から薬歴がわかり、医療機関による救急救命処置が円滑に行いやすくなる。



6

「お薬手帳」がその機能を発揮するために
患者ができること

- 医療機関を受診する時には持参し、医師・看護師・薬剤師に見せる。
- 複数の医療機関を受診している場合でも1冊の「お薬手帳」で管理する。
- 自分の症状や気になることを「お薬手帳」に記載する。
- できれば、市販の薬やサプリメントを服用する時にも記載する。

7

「お薬手帳」がその機能を発揮するために
病院ができること

- 患者に受診時には「お薬手帳」を持参し、医療者に見せるよう勧める。
- 処方された薬の内容・用法・用量等の情報を記載する。
- 患者の情報(副作用・アレルギー・禁忌など)を記載する。
- 外来・入院・退院時で「お薬手帳」の流れが途絶えないようにする。

8



9

静岡県小笠地区(掛川市・菊川市・御前崎市)の
取り組み一掛川市立総合病院・菊川市立総合病院一

- 医師会・歯科医師会・薬剤師会が協議して「かかりつけ手帳」を作成(行政が協力)
- 受診時の「かかりつけ手帳」の携帯は地域住民に浸透。
- 地域の診療所・病院・薬局・歯科医が一丸となって「かかりつけ手帳」を活用
- 入院時、「かかりつけ手帳」による持参薬の確認
- 入院中の薬を記載。
- 退院時には入院中の薬剤情報・検査値・副作用等を記載。

10

- 患者が服用している薬剤について、医療者が薬剤名、用法用量等を正確に確認するとともに、患者のアレルギーや副作用等の情報収集のために患者側から提供できる情報のひとつとして「お薬手帳」が有効である。
- 「お薬手帳」は医療者からの情報を記載するだけでなく患者が自分自身で書き込みを行うことにより双方向の情報伝達が可能となり、患者の記憶のあいまいさを補足し、医療者とのコミュニケーションのツールともなる。

11